# 門真市営下馬伏住宅附帯駐車場における
# 時間貸し駐車場（コインパーキング）運営事業者募集要項

本市が行う門真市営下馬伏住宅附帯駐車場における時間貸し駐車場（コインパーキング）運営事業の公募に参加される方は、この募集要項をよく読み、次の各事項をご承知の上、お申込みください。

本事業は、行政財産の目的外使用許可を受けた運営事業者が、自己の責任及び費用負担により時間貸し駐車場（コインパーキング）を運営するものであり、本市から運営事業者への業務委託ではありません。

## 1　公募物件について

募集は、予告なしに中止する場合があります。

| 所在地 | 対象区画数 | 最低使用料（年額） |
|---|---|---|
| 門真市下馬伏住宅<br>（門真市江端町７） | ５区画 | 129,250 円 |

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 238 条の４第７項の規定に基づき、行政財産の目的外使用許可（以下「使用許可」という。）を行います。

公募物件は、門真市営下馬伏住宅附帯駐車場の５区画とします。対象区画の詳細は、駐車場平面図のとおりです。

本市が設定する行政財産使用料（以下「最低使用料」という。）は、年額 129,250 円です。土地の評価額により毎年度変更します。

## 2　応募資格要件

次の要件をすべて満たす単体の法人に限り応募することができるものとします。なお、運営事業者として決定した後に応募資格を満たしていないことが判明した場合は、運営事業者としての使用許可を取り消します。

⑴　地方自治法施行令第 167 条の４の規定に該当しない者であること。

⑵　民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条第１項又は第２項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第 33 条第１項の再生手続開始の決定を受けた者については、その者に係る同法第 174 条第１項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

⑶　会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第１項又は第２項の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第２条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」という。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号。以下「旧法」という。）第 30 条第１項又は第２項の規定による更生手続開始の申立てを含む。以下「更生手続開始の申立て」という。）をしていない者又は更生手続開始の申立てをなされていない者であること。ただし、同法第 41 条第１項の更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。）を受けた者については、その者に係る同法第 199 条第１項

の更生計画の認可の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生計画認可の決定を含む。）があった場合にあっては、更生手続開始の申立てをしなかった者又は更生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。

⑷　門真市建設工事等入札参加停止に関する要綱（平成 18 年 12 月６日施行）又は門真市上下水道事業建設工事等入札参加停止に関する要綱（平成 25 年４月１日施行）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

⑸　門真市公共工事等に関する暴力団排除措置要綱（平成 24 年６月１日施行）に基づき入札参加除外措置を受けていない者又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当しない者であること。

⑹　令和４年４月１日から応募締切日までに国又は地方公共団体から同種事業に係る行政財産の使用許可を受け、又は同種業務の契約等を締結し、誠実に履行したこと。

⑺　法人税、消費税及び地方消費税の未納がないこと。

## ３　運営事業の内容

別紙「門真市営下馬伏住宅附帯駐車場における時間貸し駐車場（コインパーキング）運営事業仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

## ４　公募の方法等

ア　事業者が提出できる売上使用料率提案書（以下「提案書」という。）は１通とする。

イ　提出された提案書のうち最高の売上使用料率で提出された者を運営事業者として決定します。

ウ　最高となるべき売上使用料率での提案が２者以上ある場合は、直ちにくじにより運営事業者を決定します。当該応募者のうち、くじを引かない者がある場合は、本市が指定した者（本公募事務に関係のない職員）が応募者に代わってくじを引き、運営事業者を決定します。

エ　公募参加者が、１者に満たない場合は本公募を中止します。

オ　行政財産使用料については、【標準使用料（毎年度の４月１日から翌年３月 31 日までの売上額（税込み）に売上使用料率を乗じた額）】と【最低使用料（５区画の年額 129,250 円）】のうち、いずれか高い方の金額とします。（詳細は仕様書のとおり）

カ　本市は、毎月の売上報告に基づき、当該年度の使用料を翌年度の４月に算定・請求し、事業者は翌年度の５月末日までに一括納付するものとします。売上報告は市指定の様式とします。

## ５　使用許可にあたっての条件等

⑴　使用許可期間

令和９年２月１日から令和９年３月 31 日まで

使用許可期間満了の 30 日前までに書面により本市に申出を行い、承認を得たうえで、１年ごとの期間で更新ができるものとします。

更新については、本市が設定した公募条件を変更しないことを前提として当初の使用許可開始期間から通算５年（最長で令和 14 年３月 31 日まで）を超えることができないものとします。

本市の施設利用上の理由等により、必ずしも更新ができるものではありません。また、使用許可書に違反している場合や本市の指導に従わない場合は更新を認めません。

使用許可期間中に、運営事業者の都合により使用許可が取消しとなった場合、次回の同様の公募に応募することはできません。

運営事業者が事業を開始するにあたって準備工事を行う場合は、あらかじめ本市の承諾を得てください。

令和９年２月１日から事業を開始できるよう駐車場整備を行ってください。ただし、納品の都合等、駐車場整備に遅れが生じる場合は、本市と協議してください。

⑵　使用料

ア　使用料は、「４　公募の方法等」に定めるとおり、当該年度の売上額（税込み）に売上使用料率を乗じた額と最低使用料のうち、いずれか高い方の金額とします。

イ　本市は、市指定の様式による毎月の売上報告に基づき、当該年度の使用料を翌年度の４月に算定し、納入通知書により請求します。運営事業者は、翌年度の５月末日までに一括納付してください。なお、振込手数料等は運営事業者の負担とします。

ウ　初年度（令和８年度）の使用期間は令和９年２月１日から同年３月 31 日までの 59 日間とし、最低使用料は年額 129,250 円を 365 日で日割りし、10 円未満の端数を切り上げた 20,900 円とします。初年度の使用料は、当該使用期間の売上額（税込み）に売上使用料率を乗じた額と 20,900 円のうち、いずれか高い方の金額とします。

## ６　本件募集に係る書類の配布

本件募集に係る書類は本市ホームページ（https://www.city.kadoma.osaka.jp/）の「入札・契約情報」からダウンロードで配布します。

⑴　配布書類

ア　仕様書

イ　公募参加申出書（様式Ａ）

ウ　売上使用料率提案書（様式Ｂ）

エ　委任状（様式Ｃ）

オ　暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書（様式Ｄ）

カ　質問回答書（様式Ｅ）
キ　公募参加申請取下書（様式Ｆ）
ク　開札立会申込書（様式Ｇ）
ケ　立会人委任状（様式Ｈ）
コ　市営住宅位置図及び駐車場平面図

⑵　配布期間

令和８年 11 月４日（水）から令和８年 11 月 18 日（水）の午後５時 30 分まで

⑶　仕様書に対する質問がある場合には、次のアに定める期間に次のイの問合せ先へ質問回答書（様式Ｅ）を使用して、電子メールにて質問してください。また、電子メール送信後は確認のため、電話で送信した旨の連絡をしてください。

ア　質問受付期間

令和８年 11 月４日（水）から令和８年 11 月 11 日（水）正午まで
送付後の電話連絡は日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く午前９時から午後５時 30 分まで（正午から午後０時 45 分までを除く。）の間に行ってください。

イ　問合せ先

門真市中町１番１号　門真市役所　別館２階
門真市　まちづくり部　都市政策課　市営住宅グループ
電話番号　06（6902）6391（直通）
電子メールアドレス　jutaku@city.kadoma.osaka.jp

ウ　質問に対する回答

質問に対する回答は、質問者が特定できないようにした上で、11 月 13 日（金）までに、門真市ホームページ（https://www.city.kadoma.osaka.jp/）に掲載します。質問がない場合は、掲載しません。

## 7　応募手続

応募受付期間内に、応募に必要な書類を郵送（一般書留郵便又は簡易書留郵便）により送付してください。

⑴　応募受付期間

令和８年 11 月４日（水）から令和８年 11 月 18 日（水）まで（必着）
応募受付期間以外に郵送された提出書類は、いかなる理由があっても受理しません。

⑵　郵送方法　一般書留郵便又は簡易書留郵便のいずれかとします。

⑶　郵送先

〒571-8585
門真市中町１番１号　門真市役所　別館２階
門真市　まちづくり部　都市政策課　市営住宅グループ

⑷　応募に必要な書類

ア　公募参加申出書（様式Ａ）

イ　法人の印鑑証明書

ウ　法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）

エ　暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書（様式Ｄ）

オ　２⑹の条件を満たす実績を確認することのできる書面（行政財産使用許可書又は契約書等）の写し

カ　売上使用料率提案書（様式Ｂ）

キ　委任状（様式Ｃ）（本店から委任を受け支店が申込む場合）

ク　駐車場の業務に係る許認可等の免許証の写し（該当の場合のみ）

ケ　２⑺に記載の各納税証明書

※　令和８年度の本市の入札参加資格者として登録されている者は、イ、ウ、エ、キ、ク及びケの書類の提出を省略することができます。

※　イ、ウ及びケについては、発行後３か月以内のものに限ります。

⑸　提出方法及び売上使用料率の提案方法

提出書類を入れる封筒は原則、以下の規格のとおりとします。

売上使用料率提案用封筒（以下「内封筒」という。）の規格は、長形４号（90 ミリメートル×205 ミリメートル）とし、応募関係書類郵送用封筒（以下「外封筒」という。）の規格は、長形３号（120 ミリメートル×235 ミリメートル）又は角形２号（240 ミリメートル×332 ミリメートル）とします。

ア　内封筒には、７⑷カの売上使用料率提案書（様式Ｂ）を入れ、糊付けし、当該封筒の表面には公募件名、応募事業者の商号又は名称、代表者職及び氏名を記載し、「開封厳禁」と注意書きし、「売上使用料率提案書在中」と朱書きしたうえで、代表者印により封緘・封印してください。

イ　外封筒には、７⑷の応募に必要な書類のうち内封筒に入れた売上使用料率提案書以外の書類及び内封筒を入れ、糊付けし、７⑶の郵送先を記載し、「公募関係書類在中」と朱書きし、表面に公募件名、開札日、応募事業者の住所、商号又は名称、代表者職及び氏名を記載し、封緘してください。ただし、必要な記載がなされていない場合や必要な書類が同封されていない場合は、受理できない場合があります。

ウ　外封筒により郵送するものとし、７⑵の郵送方法以外は受理しません。

エ　売上使用料率提案書には、売上額に対する使用料率を小数点第１位まで、アラビア数字で記載してください。使用料の金額を提案するものではありません。

オ　提出できる売上使用料率提案書は１通とします。

カ　「差出控え」は、開札が終わるまで大切に保管してください。郵便物の配達状況は、郵便物の受領書に記載されている引受番号によって、郵便局への電話又は郵便局ホームページで確認することができます。

キ　郵送された内封筒は、受領後、開札日時まで開封せずに保管します。

ク　資料の作成に係る費用は、公募参加者の負担とします。

ケ　郵送された提出書類は返却しません。

コ　開札後の使用許可は、公募参加申出書に記載された名義以外では行いません。

⑹　応募取下げ

書類を郵送後に応募を取り下げる場合は、開札日時までに公募参加申請取下書（様式Ｆ）を持参又は郵送により７⑶まで提出してください。開札日時までに間に合わない場合は、開札日時までに電子メールにて送信の上、後日原本を提出してください。

なお、申請を取り下げることなく、郵送した売上使用料率提案書のみを書換え、引換え又は撤回することはできません。

## ８　開札の執行

⑴　本公募の開札は、次に指定する日時、場所において、立会人又は当該公募事務に関係のない本市の職員を１人以上立ち合わせたうえで執行します。

ア　日時

令和８年 11 月 20 日（金）午後２時 00 分

イ　場所

門真市中町１番１号　門真市役所本館２階開札室

⑵　立会人の選任

立会人の選任は、公募参加者で以下のアの立会人申込日に、開札立会申込書（様式Ｇ）を電子メールにより送信した者の中から、受信順に２者まで選任します。

ア　立会人申込日

令和８年 11 月 18 日（水）午前９時から午後５時 30 分まで

送付後の電話連絡は日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く午前９時から午後５時 30 分まで（正午から午後０時 45 分までを除く。）の間に行ってください。

イ　売上使用料率の提案を行った本人以外の者が立ち会おうとするときは、開札会に立会人委任状（様式Ｈ）を持参して提出するものとします。

ウ　選任された立会人に対しては、原則、電話により連絡するものとします。

⑶　当日持参するもの

ア　立会人委任状（様式Ｈ）（売上使用料率の提案を行った本人以外の者が立ち会おうとするとき）

イ　本人確認ができる書類（運転免許証、マイナンバーカード、旅券など）の原本

⑷　提案書の無効

次のいずれかに該当する売上使用料率提案書は、無効とします。

ア　公募参加申出書を提出していない者の提出したもの

イ　応募資格がない者の提出したもの

ウ　記名を欠くもの

エ　所定の日時又は場所に提出しないもの

オ　同一の公募に複数の売上使用料率提案書を提出した場合のその全部。

カ　売上使用料率を訂正したもの又は記載が不明瞭なもの

キ　誤字、脱字等により意思表示が不明瞭なもの
ク　談合その他不正行為等を行ったと認められるもの
ケ　その他公募に関する条件に違反したもの
コ　必要とする書類を添付しないもの
※　無効になった場合は、別途文書にて通知します。

⑸　開札会の中止

不正な提案が行われるおそれがあると認める時又は災害その他やむを得ない理由がある時は、開札会を中止又は延期することがあります。

⑹　運営事業者の決定

運営事業者の決定は、「４　公募の方法等」に定めるとおり、最高の売上使用料率を提案した者とします。

⑺　同率の提案がある場合の取扱い

最高となる売上使用料率での提案が２者以上ある場合は、「４　公募の方法等」に定めるとおり、直ちにくじにより運営事業者を決定します。

⑻　提案結果の公表

運営事業者が決定した際の結果通知は、決定した運営事業者に対して行い、その他の公募参加者に対しては、次のとおり公表します。

ア　公表方法

門真市ホームページ（https://www.city.kadoma.osaka.jp/）に、速やかに掲載します。

## ９　使用許可の手続

本市が指定する期日までに、公募参加申出書に記載した名義で、「行政財産使用許可申請書」を提出してください。

## 10　その他

⑴　使用許可の手続に関する一切の費用については、事業者の負担となります。

⑵　本公募に係る本市への提出書類（許可申請書類も含む。）については、返却しません。

⑶　使用料については、「４　公募の方法等」及び「５　使用許可にあたっての条件等⑵」に記載のとおり、門真市発行の納入通知書により、翌年度の５月末日までに一括納付していただきます。（令和９年２月分から同３月分は、令和９年５月末までに）

⑷　本募集要項に定めのない事項は、地方自治法、同施行令等の関連諸法令に定めるところによって処理します。